

り六三三二町村は、平均四カ所毎に合併して一五八三とする。③以上により減少する町村の合計数は六二四九、合併完了後の町村数は三三七三とする。このようにきまつたのである。

明治二十二年の市町村制施行後、六十年の歳月を経て、いまや社会、産業、文化、交通等は格段の進歩と変化をみせている。特に文化の遅れた地方の自治団体が貧弱な財政力と少数の人員をもつては、到底新時代にマッチすることができなくなつたので、一般に強固な地方自治体をつくるべく合併の声もあがつて。わが新一宮町はこのような政治的情勢の下に、千葉県の合併促進の線に沿つて誕生したのであるが、これがためには、編入境界の変更等があり約三ヵ年を要した。

合併までの経過

昭和二十七年六月頃太東、東浪見、一松、高根、八積、土陸の六カ村と一宮町の七カ町村合併案が新聞紙上に掲載されるや、当地域の有識者間に合併の気運が萌したが、同案にたんしては一宮町と東浪見村以外は消極的であった。当時県は、新町村合併の町村規模適正モデル地区設定の意図を持って。そして研究議され、全国的にそれが実施される運びとなつた。政府は人口八千未満の町村八、二四五の九五パーセント、七、八三二町村を次のように合併促進することとした。①七、八三二町村中の一、五〇〇町村は、市または人口八、〇〇〇以上の町村に合併する。②右の残

一宮町と東浪見村の議員だけであつた。両町村議員全員が推進委員となり、両町村より五名の実行委員を選出、七月十七日、一町六カ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、八積村、一松村、高根村に懇談の申入れを決議した。八月七日、一町六カ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、一松村、高根村、八積村の三村地区の状況について報告を行なつた。八月十四日、一町六カ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、再度三村に合併懇談会の申入れを決めた。八月二十四日、一町六カ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、三村より回答のないこと、三村周辺の部落についての状況報告を行なつた。八月二十七日、一宮町六カ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、三カ村及び周辺地区の状況と経過の報告を行なつた。八月二十八日、一宮町六カ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、三村にたいする態度の検討と経過の報告を行なつた。九月三日、一町六カ村合併推進実行委員会のありかたを検討、一町六カ村の構想はそのままとし、東浪見村、一宮町を母体として周辺地区の受入れ態勢を整え

合併することを決議した。九月五日、一町六カ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催、東浪見村と一宮町をもつて合併し、周辺地区は何時でも受入れられる態勢にすることを決議した。九月六日、一町六カ村議員大会を東浪見村役場に開催し、東浪見村と一宮町との合併について説明、一町六カ村合併推進委員会は、この日をもつてその任を終了した。続いて東浪見村、一宮町両町村の議員大会を開き、次のことを満場一致で可決した。

(一) 宣言。一町六カ村の合併によりその規模の適正化をはかり、以て強力なる地方自治の実を挙げんと企画したる今日その同調を得ざるといえども、幸に東浪見村、一宮町両町村の結果をみるといたりたる事は、誠に喜びに堪えざるところである。我々は更に進んで、周辺地区の受入れ態勢を強化し、当初の目的達成に邁進せんとするものである。

(二) 本大会は、昭和二十八年十一月三日より東浪見村、一宮町を廃し、その区域をもつて一宮町を設置すること。

(三) 周辺地区受入れのこと。

(四) 東浪見村一宮町の合併促進委員の選出。

合併促進委員

東浪見村側 議會議長田中広俊、同副議長田中彰一郎、同議員石野益一、鵜沢長蔵、秋場孝、長谷川等、長谷川徳太郎、村長峰

島峰司、助役長谷川勇、書記小安亮行の十名

一宮町側 議會議長浅野文治、同副議長片岡知哉、同議員清水孝平、小高倉之助、伊東貫一、丸島隆作、川城豊次、町長近藤三

郎、助役齊藤一、書記御園生三郎の十名

計二十名

九月十一日、東浪見村及び一宮町は時を同じくして議会を召集し、合併提案を議決して新一宮町を誕生せしむることとなつた。ついては両町村とも、議員の任期を一ヵ年延長することとした。そして、新町建設計画委員には、合併促進委員をもつてあることとした。

同二十八年十月五日、二町村長は協議の結果、新一宮町の公選による町長決定までの間、一宮町長職務執行者として、地方自治法施行令第一条の規定により、峰島峰司（東浪見三六六番地）を決定した。

十月二十九日、次のような總理府告（告示第二一八号）が官報に掲載された。

町村の「廃置分合」地方自治法第七条第一項の規定により昭和二十八年十一月三日から千葉県長生郡東浪見村及び一宮町を廃し、その区域をもつて一宮町を置く旨、千葉県知事から届出があつた。

かくて新町の誕生は数日後に迫つた。新町建設計画も委員会の決定に基づき、すでに決議のとおり新町名は一宮町とし、役場の位置を一宮町一宮二、九六〇の一番地（旧一宮町役場）と定め、さらに町村合併促進法第六条の規定によって新町建設計画書を十月三十日、二町村長名で県に提出した。

同年十一月三日文化の日、一宮町長職務執行者峰島峰司により一

町へ分離の手続を行なうこと。
一 長生村旧一松村新地部落については、関係部落民において協議の上境界を決定した場合、長生村長は速かに一宮町に分離の手続を行なうこと。なお関係部落民の協議が速かに完了するよう協力すること。

三 長生村旧八積村七井土、藪塚、宮原部落については、母村希望者（分村反対者）、分村希望者との話し合いで境界線が定まつた場合住民投票の方法によらず分村の手続を行なうものとすること。この調停案にたいし、長生村より次の通り附帯提案がだされた。

一 分離を行なう際、不在地主等を生ぜしめないことを考慮し、双方飛地を認めること。

二 分離の手続は、分離部落民の現在有する滞納に係る村税完納後直ちに行なうこと。

三 分離に伴う一宮町と長生村の境界は、長生村の議会においてこれを定めること。

四 地方自治法第六条第三項の規定による財産処分の協議については、一宮町において境界変更に伴う財産処分を長生村に帰属せしむる旨の議決をすること。

このようにして準備はすすめられ、昭和二十九年三月八日、長生村議会ならびに一宮町議会の議決を経て、船頭給は同年四月一日から一宮町に編入することとなり、長生村長高橋利一、一宮町長久我総太郎は、県知事に次の申請書を提出した。

町村の境界変更の処分申請

宮小学校に初の議会が召集され、新一宮町に必要な議案が提案され、全議案の可決成立をみて新一宮町は発足した。

開庁式はこの会議の前に挙行された。同年十一月末日、一宮町長職務執行者は辞任し、その代理として、十二月一日より町長職務代理者に事務吏員小安亮行が職務を受けつぐことになった。（地方自治法第一五二条第二項による）

同年十二月十六日、新町長の選挙が行なわれ、無所属の久我総太郎が当選し、初代町長に就任した。

職務執行者は辞任し、その代理として、十二月一日より町長職務代理者に事務吏員小安亮行が職務を受けつぐことになった。（地方自治法第一五二条第二項による）
長生村と一宮町との交渉に依り決定する。各部落は、早期解決のため各部落の単独陳情、請願などを厳に行なわざるようにする。
長生村より一宮町及び茂原市に分離を希望する部落にた
てきたが、十二月五日、一宮町長職務代理者小安亮行、議会議長清水孝平の両名は、船頭給代表中村孫右衛門、新地代表森伊盛、宮原代表神代国治の三名と打ちあわせ、両町村は調停委員会において左の協定書のごとく協定し、十一月二十九日の原則の速かに実現することを約した。

協定書

調停案に対する事務促進のため、各部落の陳情請願等は、爾後につき、別紙のとおり議会の議決を経たので地方自治法第七条第一項の規定により、関係書類を添えて申請いたします。
昭和二十九年三月九日

一 長生村旧一松村船頭給部落については、長生村長は速かに一宮

長生郡長生村は別紙調書の区域を長生郡一宮町に編入することにつき、別紙のとおり議会の議決を経たので地方自治法第七条第一項の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

長生郡長生村長 高 橋 利 一

長生郡一宮町長 久 我 総 太 郎
千葉県知事 柴田 等殿

両町村議会では、次の議案が提案可決された。

第一号議案 長生村の別紙調書の区域を一宮町に編入する処分を知事に申請することについて
本村（町）は一宮町（長生村）との協議に基き別紙調書の区域を四月一日を期し一宮町に編入することについて、知事の処分を申請するものとする。昭和二十九年三月八日提出長生村長（一宮町長）

第二号議案 財産処分について

長生郡長生村の別紙調書の区域を一宮町に編入する場合において、本村（長生村）の所有する一切の財産（権利義務）は長生村へ帰属するものとする。昭和二十九年三月八日提出長生村長（一宮町長）

かくして船頭給は二十九年四月一日、一宮町船頭給となり、面積〇・九六平方糸、人口六五六人で、同年四月一日の一宮町の面積は、二二・四一平方糸、人口一〇、一二五三人となつた。

八月九日、千葉県知事は新地部落の分村勧告書を発した。ところ

科 目	款 項	東 浪 見 村	一 宮 町	計	歳 出 合 計
六	國 庫 支 出 金	一,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
七	県 支 出 金	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
八	寄 附 金	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
九	緑 越 金	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
十	繩 入 金	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
十一	町 収 入 金	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
十二	雜 入 金	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
歲 入	合 計	六,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇

口 歳出（昭和二八年度）

科 目	款 項	東 浪 見 村	一 宮 町	計
一	議 會 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
二	役 消 防 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
三	消 土 防 場 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
四	土 木 育 會 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
五	教 育 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
六	社會及勞動施設費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
七	保 健 衛 生 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
八	產 業 經 濟 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
九	財 產 調 査 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
十	統 計 調 査 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
十一	選 舉 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
十二	公 債 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
十三	諸 支 出 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
十四	予 備 費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
	合 計	六,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇

合併以後

農村漁業の生産に重点を置き、併せて観光並びに商工業の地とし、健康的にして文化の一宮町とする。

(1) 一宮町は農産物の生産地としてあまりにも有名である。現在米、麦、甘藷、トマト、きうり、すいか、メロン、梨、桃等の生産物あり、これらの品種改良と增收をはかり、本町に適合せる施設の改善によって生産の向上をはかりたい。

(2) 海産物の生産地として、本町海岸には專業及び半農半漁の生活を営む世帯が多くあるのに、現在の漁獲高は自足にも不足する状況である。これが対策として漁船の整備を行ない、漁船の出入が出来得る設備を新しくつくる。また、海産物の加工改良等、販路の問題についても併せて研究する必要がある。

(3) 本町は九十九里に面した観光地として全国に知られ、かつてはここに各界の名士が別荘を有していた。この好条件を生かし、第二の大磯として観光施設を充実させ、観光客を誘致して町全般の経済の上昇をはかる。

(1) 町役場と出張所の統合整備
新町役場は一宮町一宮一、九六〇一においたが、これは元銀行の家屋を町が受けついだもので、非常に狭あいで、これが増築を二十九年度に行なう予定である。

合併当初は、東浪見に出張所を設置するが、建設計画によつて幹線道路の改修整備をはかり、有線放送施設等の設置を考慮し、出張所は数年後に廃止する。

一宮町は、合併後の新町建設計画を次の通り発表した。

一宮町建設計画書

(1) 吏員 三名

(2) 所管事務 配給、徵収、国民健康保険等

(3) 所管区域 旧東浪見村一円 人口二、九五三人

(二) 小学校、中学校その他教育施設の統合整備

中学校は最も近い時機において、校舎の増築をはかり、教育の環境を改善し、施設等を充実させて統合する。

昭和三十一年度事業内訳

消防施設整備	300千円	保育所新築	2,400千円	中学校々舎増築	2,469千円	
村道新設	462 "	消防施設整備	300 "	保育所新築	2,400 "	
道路新設	216 "	村道新設	462 "	消防施設整備	400 "	
診療所新築	2,460 "	道路新設	900 "	村道新設	462 "	
道路新設(失業) 対策)	1,901 "	道路新設(失業) 対策)	1,901 "	道路新設	900 "	
公営住宅新築	2,717 "	公営住宅新築	2,717 "	道路新設(失業) 対策)	1,901 "	
合計	8,056 "	合計	8,680 "	公営住宅新築	2,717 "	
				合計	11,249 "	

財産名	合併時規模	合併時換算	合併後規模	右換算	消防施設整備	300千円	
現金					村道新設	462 "	昭和三十一年度事業内訳
有価証券					衛生設備	1,740 "	
役場庁舎	187坪65	3,480,000円	247坪65	4,920,000円	道路新設(失業) 対策)	1,901 "	
小学校	1,488.	23,000,000 "	1,488.	23,000,000 "	公営住宅	2,717 "	
中学校	572.	8,000,000 "	772.	12,421,000 "	合計	7,120 "	
保育所	60.	700,000 "	324.	5,980,000 "			
避病舎	60.	500,000 "	60.	500,000 "			
住宅	28.50	150,000 "	28.50	150,000 "			
診療所							
計	2,396坪15	36,830,000 "	2,999坪65	49,371,000 "			
宅地	16,408坪	6,563,200 "	16,408坪	6,563,200 "			
山林	48反2畝03歩	48,200 "	48反2畝03歩	48,200 "			
その他	202反8畝22歩	363,300 "	202反8畝22歩	363,300 "			
合計		44,705,700 "		56,345,700 "			

基本財産造成に関する事項

- (四) 消防施設の整備と統合
合併による地域の拡大に対応し、消防団体は消防機動力と施設の充実をはかつて統合する。
(五) 建設計画の事業内訳は次の通りである。

合併時の中学校の現状	学年	学級	学級数	同上坪数	特別教室数	同上坪数	講堂坪数	その他の坪数	坪数合計	生徒数
計	東浪見中	一宮中	学普通教室	同上坪数	特別教室数	同上坪数	講堂坪数	その他の坪数	坪数合計	生徒数
一四	五	九	同上坪数	同上坪数	特別教室数	同上坪数	講堂坪数	その他の坪数	坪数合計	生徒数
三一	三七・五	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六
七〇一	七〇一	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四一	四一	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四
五二一	五二一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一
六〇一	六〇一	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
八八五	八八五	一〇三七	一〇三七	一〇三七	一〇三七	一〇三七	一〇三七	一〇三七	一〇三七	一〇三七

(六) 国及び県にたいする要望事項

(1) 国にたいする要望事項

東京都に最も近接せる外房屈指の海水浴場として、その名を広く全国に知られている一宮町は、観光の地として、また肥沃な農耕地約六百町歩と果樹園約十町歩を持つ農産物生産地として、一大発展を期さなければならない。かかる意味から、五町歩の保安林を解除してこれを住宅地とし、なお保安林内にある国有財産（住宅）の無償交付を要望する。

(2) 県にたいする要望事項

(1) 一宮町字老女子地内にある県有財産を町に無償交付されたい。

(2) 九十九里県立公園の拡充整備を計り各種施設の急速実現を願いたい。

(3) 昭和二十九年度において一宮橋を永久橋（現在木橋腐朽危険）とされたい。

(4) 土地改良事業にたいし積極的に協力願いたい。

(5) 市街地道路の舗装を急速に施行されたい。

新町建設計画は以上の通りだが、これらの多くの難問題をかかえて、久我町長は日夜町政の運営に懸命の努力をつづけた。

中でも緊急を要するものは、合併後の児童を収容する校舎の増築であった。しかし、これにあてた財源が乏しかったので、町長は起債にこれをもとめた。この起債の手続において、議会と意見の一致しないところなどもあり、就任以来の過労のために病氣とな

つて辞任した。そして近藤三郎町長が出現したのは、昭和三十一年五月二十六日のことである。

近藤町長は、前町長の引継ぎを受けて新町建設に一步を踏みだしが、直後に二人議長の問題などが起つて苦慮しないわけにはいかなかつた。同じような苦慮は、清水孝平議長のものでもあつた。

やがて、町政は少しずつだが前進を開始した。そうしなければならない状態のもとにおかれていた。赤字をもつた自主再建団体の指定解除、消防機械購入、起債の申請、中学校統合の実現、風田耕地埋立て計画などを早急に軌道に乗せる必要があつた。これは合併後、特に新町建設の支柱となるもので、町長、議会も共にこれが実現のためには努力しなければ、合併の目的がすっかり失われてしまうため、二人議長問題の解決後は町政の進展に拍車をかけた。

そして、合併直後にたてた新町建設計画の昭和三十三年度からの実施をめざして、適正な事業を選んで再び計画のねり直しにかかりた。その主なものはつきの通りである。

(1) 支所又は出張所の廃止、統合に伴い直接必要となる通信及び連絡施設の整備

(2) 小学校、中学校の統合又は通学区域の変更のため必要な校舎の新築、改築又は増築

(3) 支所、出張所の廃止統合、小中学校の統合に伴い必要となる道路、橋梁その他の土木施設の整備

(4) 公民館その他教育文化施設の整備

(5) 消防自動車の購入及び消防施設の整備

- (6) 衛生施設の整備
- (7) 授産設備、老人ホーム、保育所その他の厚生施設の整備
- (8) 道路、橋梁又はトンネルの新設その他の土木事業の整備
- (9) 各種の土地改良事業
- (10) 有線放送施設その他の通信施設の整備

(1) 都市計画事業

そして新町建設審議会委員を議会側、教育委員会、土地改良事務所、観光、商工、福祉、婦人団体関係から二十二名選出し、役場内では総務課長を本部長とした十二名からなるをもつて推進する態勢をつくつた。

この態勢下において特筆すべきことは、中学校の統合を昭和三十三年八月一日に実施したことである。これは一宮町、東浪見村の合併の最終目的を達成したといつてもよからう。教育、財政上の効果は勿論であるが、同じ校舎に学びあうという精神的な相互理解の場ができた意義は大いに誇ってよい。つづいて消防自動車ポンプを購入したことである。勿論これは町としては始めてのことではないが、以前よりよい性能のもので合併して広くなつた地域の消防には適當と町民からも期待されていたものである。

つぎに同三十四年四月から、町としては初めての有線放送が開始された。これは中学校統合によつて生徒たちの相互理解の場ができることがくらべて、町民の日常生活のなかに、この有線放送を利用することによって、合併後の相互理解、協力融和の気が一層の効果をあげることであろう。

なお三十五、六、七年度のものとして一宮川筋下村—船頭給の橋梁架設工事の計画、宮原—海岸をむすぶ産業観光道路の計画、上水道施設計画、統合後の中学校整備、公民館建設計画、町営住宅建設などを新町建設計画に加えた。

これらの計画は、さきの計画とともに逐次実施された現在までには殆ど完成をみてゐるが、そのうち主なものは下村—船頭給の橋梁架設である。これは合併による地域を結ぶ道路の貫通の最後の仕上げであり、宮原地先から海岸への観光道路との往来を便ならしめることに大いに役立つものである。

つぎに一宮原地区に収容人員六〇名、建坪七十六坪、工費一四〇万円で保育園ができたことである。これは合併により東浪見地区の一宮寄りのものが、今まで東浪見保育園に通つていた不便が救われることでもあり、農村部落に一つの厚生・福祉センターの拠点ができたことは喜ばしいことである。

さらに東浪見旧役場跡に青年研修所ができ、公民館の代用として大いに利用されている。町営住宅は野中地区に二〇戸が新設され、その後、東浪見権現前地先に二〇戸の町営住宅が誕生した。一宮の山間地域といわれていた西部の部落も次第にその様相を変えつつある。

待望の中学校の体育館も工費一千五百万円、一三三六坪、近代的な建築で、内部設備も完備し、屋内でバスケットボール、バレーボール、バドミントン、鉄棒ができるようになつておらず、講堂としても利用できる。拡声機、椅子二五〇も備えられている。昭和三十四年

度から、年次計画で進められてきた中学校の統合による建設計画もすでに完成、利用されている一般教室、特別教室と併せてここに一段落したことは、町史上特筆すべきことである。これにまつわり町民として忘れる事のできないのは、この体育館の落成式に来賓として加納前県知事が見え、生徒にスポーツマン精神の話をし、県庁に帰つてから間もなく病床につき亡くなられたことであろう。

第一回 宮町議会議員選挙（昭和三十三年十月二十一日）

(投票率 八八・二)

氏名	田中	相川	鷺野	嵯峨	御園	森	秦	井	鶴	岡	渡	高
党派	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
年令	五七	五三	五九	五六	六〇	三三	五六	四六	五〇	三五	五二	五五
職業	農業	農業	農業	農業	農業	農業	理容業	會社員	醸造業	製油業	販賣業	鐵工業
得票數	二七九・五六	二七三	二七〇	二六一	二五一	二五〇	二四五	二三五	二三〇	二二三	二一七・四四	二〇五
姓	勢一郎	太兵衛	武衛司	定治	春吉	太一	守彦	丈藏	文静	謙永	寬三	重郎
名	田川	辺川	沢川	中川	澤川	柏川	市川	守川	文川	治川	知川	治川

一宮町議会常任委員（改選第二回）

一宮町監査委員	(昭和三十三年四月一日)	現在
議会選出	森田文蔵	任期四年
學識経験	閔忠四郎	任期三年
吉野正三	"	一宮三、一一〇
	酒類卸商	一宮一、一四三
	会社員	九九九
	退職	34
	留任	2
	任	14任13
(投票率	九一・六六%	
第三回	一宮町議會議員選舉	(昭和三十七年十月五日)

委員会名		委員氏名		委員長	
氏 名	党 派	年 令	職 業	得 票 数	副 委 員 長
議会選出 識経験	森田文蔵 閔忠四郎	任期四年 任期三年	一宮一、一四三 一宮一、九九九	会社員 呉服商	留
吉野正三	"	"	一宮三、一一〇	酒 卸 商	退 34 2
				留 34 2	任 14任13

渡	酒	富	川	小	石	土
辺	井	塚	崎	高	野	井
高	玉	寿	甚	長	益	正
五						
治	郎	雄	一	作	二	三
"	"	"	"	無	民	自
"	"	"	"	所	主	所
"	"	"	"	屬	黨	由
五	六	四	四	五	八	六
六	六	四	〇	八	〇	二
"	"	"	"	"	"	農
"	"	"	"	"	"	業
一	五	一	六	一	八	一
五	八	六	八	六	〇	九
·	八					一
六						

富	板	山	高	井	土	小	田	長	石	峰	嵯	森	御	鶴	白	向
塚	倉	本	梨	柏	井	高	(死 亡)	中	谷	川	野	島	園	生	井	(辭職)
寿			喜	太	正	長	昭	38	37	36	35	34	33	32	31	水
雄	正	廣	作	一	三	作	23	治	22	治	21	治	文	謙	き	孝
正	一	三	作	一	三	作	23	治	22	治	21	治	榮	く	平	郎
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	無所屬
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	民自黨由
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	無所屬
四	六	三	八	五	七	六	〇	五	六	四	七	六	四	九	四	六
農	國	製	鐵	職	業					農	商	理	會	農	酒	團
業	業	業	員			"	"	"	"	業	業	容	社	造	造	體役員
一	九	一	九	一	九	二	〇	一	〇	一	一	一	一	一	一	三
九	〇	七	七	二	〇	三	三	〇	四	一	一	一	一	一	一	四

科目款項	年 度	二十九年度		
		三十年度	三十一年度	三十二年度
一町 税	四百零八万四千円	五百一十六万零七十九円	五百一十四万七千零七円	五百一十六万零七十九円
二 地方交付税	四百零八万四千円	六百一十六万零七十九円	六百一十四万七千零七円	六百一十六万零七十九円

昭和二十九～三十六年度までの決算調べ

一 国民健康保険税
二 財産収入 八八六、〇〇円
三 国庫支出金 六三三、〇〇円

一役場費
二負担金
三保険給付費

昭和三十七年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算

一役場費	一、四八、九九
二負担金	一、四八、九九
三保險給付費	一〇、五九、五六
四趣旨普及費	五、七三
五財產費	一、一〇、五九
六保健施設費	一、一〇、五九
七諸支出金	一、一〇、五九
八予備費	一、一〇、五九
歳出合計	二二、九九七、三五三

明治三十六年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算

九	銀	越	金
十	繰	入	金
十一	繰	入	金
十二	町	雜	收
歳	入	入	入
入	合	債	債
計			

九	財	產	費
十	統	計	調
十一	選	舉	費
十二	公	債	費
十三	諸	支	出
十四	予	備	費
歲	出	合	計

年 度	歳出の部 その二			
	三十三年度	三十四年度	三十五年度	三十六年度
議会費	八六、六五円	九六、三〇円	一、三三、八七円	一、六九、三三円

昭和三十七年度予算(当初)